

農業委員の候補者の推薦及び募集について

農業委員会等に関する法律が改正され、農業委員の選出方法が公選制から推薦・公募へと変更となりました。

つきましては、農業委員の候補者の推薦・公募を受け付けます。なお、推薦・応募をしていただいても、必ずしも委員に任命されるとは限りませんのでご了承ください。

1. 募集人数

推薦・応募を合わせて8名（うち利害関係を有しない者1名以上）

2. 募集期間

平成29年5月19日（金）～平成29年6月15日（木）

3. 報酬

年額 176,000円

4. 主な要件

- (1) 農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌事務を適切に行うことができる者
- (2) 原則として積丹町に住所を有する者で、本町の農業に精通し、地域農業の振興及び発展に対して意欲がある者
- (3) 積丹町職員でない者
- (4) 暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

(注) 次に該当する方は、農業委員となることができません。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

5. 任期

平成29年9月30日～平成32年9月29日までの3年間

6. 主な業務

- (1) 農地の売買や賃貸の許認可、農地転用の意見決定
- (2) 転用違反等の是正指導
- (3) 担い手への農地利用の集積
- (4) 耕作放棄地の防止・解消
- (5) 毎月の農業委員会及び各種会議・研修会への出席

7. 申込方法

役場農林水産課、入舸支所、余別支所又はこのページにある推薦・応募様式に必要な事項を記入・押印のうえ、募集期間中に農林水産課及び農業委員会事務局まで持参、又は郵送により提出してください。

8. その他

- (1) 推薦・応募の状況について、町のホームページで公表します。推薦・応募様式にご記入いただく内容のうち、住所・電話番号以外は公表されますことをご了承ください。
- (2) 推薦・応募の人数が定数を超えた場合は、積丹町農業委員候補者選定委員会において、審査の上、議会の同意を得て町長が任命します。
- (3) 農業委員の過半数を認定農業者で占めることが求められています。また、農地等に関して利害関係のない者を1人以上含めることも求められています。
- (4) 農業委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように女性や青年の登用が求められています。

○応募用紙

- ・積丹町農業委員会委員候補者推薦書 [様式](#)
- ・積丹町農業委員会委員候補者応募届出書 [様式](#)

※詳しくは、積丹町農林水産課及び農業委員会事務局へお問い合わせください。
(IP電話 44-3382)